

仕 様 書

1. 件 名

「資格情報のお知らせ」発送事業の委託

2. 概 要

全ての組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対して、経済産業省共済組合の把握する資格情報を通知するため、経済産業省共済組合本部及び産業技術総合研究所支部（以下「共済本部等」という。）から提供する健康保険の資格情報（個人番号の下4桁を含む）の電子データを、別紙1へ印刷し、窓付き封筒へ封入のうえ、共済本部等へ納品する。

3. 契約期間

自 令和6年 8月 13日（火）

至 令和6年10月 4日（金）

4. 封筒作成

①通知予定件数および封筒数

約30,000枚（封筒枚数約17,500枚）

②仕様

定型サイズ 洋封筒 1つ窓・アラビア糊付 晒クラフト80g 使用

印刷 表面1色（スミ） 裏地紋あり（1c）

5. 納入場所

4. 通知書を封入した封筒：別紙2に記載の場所へ納品

6. 業務内容

（1）資格情報のお知らせの作成

① 通知書の作成

受注者は、経済産業省共済組合本部から提供する組合員等の健康保険の資格情報（個人番号の下4桁を含む）の電子データを別紙1様式（用紙サイズはA4とする。）へ印刷する。

用紙 上質〈110〉使用。表面1c

L字ミシン入り（図・別紙1参照）

② 通知書の振り分け

通知書に記載のある所属所名および同じ「番号（枝番を除く）」ごとに通知書を振り分ける。

（２）資格情報のお知らせについてのリーフレット作成

経済産業省共済組合本部から提供する資格情報のお知らせについてのリーフレットを別紙４（用紙サイズはＡ４とする。）のとおりカラー両面印刷する。
なお、別紙４の記載内容については、契約締結後に事業者と最終調整のこと。
用紙 上質〈55〉ベース フルカラー(4/4c)

（３）封入作業

- ①振り分けた通知書を三つ折りにして窓付き封筒へ封入・封緘する。また、窓付き封筒は、別紙１に記載の「所属所名、整理番号、種別、氏名」が見えるよう作成すること。また、世帯別に名寄せをして封入すること。
- ②資格情報のお知らせについてのリーフレットを１世帯につき１枚封入すること。
- ③所属所ごとに窓付き封筒をまとめること。

（４）納品

- ①納入期限内に所属所ごとに指定された納品場所へ納品すること。発送方法については、郵便・民間事業者の信書便サービス等の利用を可とする。また、費用については、一旦受託者で負担し信書便サービスと請求書の写しを含め提出すること。
- ・経済産業省大臣官房会計課厚生企画室共済班 資格担当
（本省内部部局[大臣官房、経済産業政策局、通商政策局、貿易経済安全保障局、イノベーション・環境局、GXグループ、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスG、電力・ガス取引監視等委員会]、経済産業研修所、資源エネルギー庁、中小企業庁、（独）経済産業研究所、（株）日本貿易保険）
- ・特許庁総務部会計課 共済担当
- ・独立行政法人 工業所有権情報・研修館 共済担当
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構 共済担当
- ・北海道経済産業局総務企画部会計課 共済担当
- ・東北経済産業局総務企画部会計課 共済担当
- ・経済産業省共済組合 産業技術総合研究所支部
- ・関東経済産業局総務企画部会計課 共済担当
- ・中部経済産業局総務企画部会計課 共済担当
- ・近畿経済産業局総務企画部会計課 共済担当

- ・ 中国経済産業局総務企画部会計課 共済担当
- ・ 四国経済産業局総務企画部会計課 共済担当
- ・ 九州経済産業局総務企画部会計課 共済担当
- ・ 那覇産業保安監督事務所管理課 共済担当

宛先および住所、予定数は別紙 2、別紙 3 を参照のこと。

(5) 資格情報の電子データの提供及び破棄・報告

- ①資格情報の電子データの提供は、受注者に対してセキュア大容量転送サービスにより行う。
- ②通知書の郵送の際に必要な郵送料等については、受注者の負担において用意すること。
- ③受注者は、セキュア大容量転送サービスによりダウンロードした加入情報（電子データ）については、発注者の指示により契約期間終了時まで破棄したうえで、削除が完了した旨の確認書を本部長に提出すること。
- ④電子データは、Excel 形式にて提供する。
- ⑤外字については、なし

7. 納入期限

4. 通知書を封入した封筒：令和 6 年 1 0 月 4 日までとする。

8. 受注者の条件

(1) 作業場所

加入者情報通知の印刷及び封入は、自社内で行えること。

- (2) 令和 4・5・6 年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (3) 受注者は、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）、品質マネジメントシステム（ISO 9001）、またはこれらと同等の使用承諾を受けていること。

9. その他

- (1) 個人情報保護法等の法令に従い、加入者情報の漏洩、不正な改ざんを行わないこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、本部長と受注者が協議の上、決定すること。